

# 議案参考資料

[令和6年第4回定例会(12月)]

[担当課(室)係]

公園緑地課 公園管理係

## 議案名

議案第71号 桐生が岡遊園地条例の一部を改正する条例案

## 趣旨・目的

桐生が岡公園遊園地駐車場を使用する市外から来園するバスの駐車場使用料を徴収するため、また、障害を理由とする不当な差別的取扱いに抵触する可能性のある規定の見直しを図るため、所要の改正を行うものです。

## 概要

1 遊園地第1駐車場を利用する市外から来園するバスを対象に、駐車場使用料を徴収します。

対象の駐車場	対象車両	対象者	使用料	納付方法
第1駐車場	バス (道路運送車両法施行規則別表第1に規定する普通自動車のうち乗車定員が11人以上のもの)	市外に住所を有する者又は市外に事業所を有する団体	1回 1,000円	遊園地事務所において現金で納付

2 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」等の趣旨から、条例中の次の規定を削除します。

(利用を拒否する者)

「疾病若しくは精神に異常があると認められた者又は泥酔者」

(施行期日：令和7年4月1日)

## 背景・経過

従前より、市民からの要望として、桐生が岡遊園地の駐車場における市外からのバスによる利用には、有料化が求められておりました。

そのようなことから、市民としての優位性を確保するため、また、自主財源確保の観点から、遊園地第1駐車場を利用する市外から来園するバスの使用料を徴収するため、条例を改正しようとするものです。

また、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」及び「群馬県障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例」で、行政機関等に対して、障害を理由とした不当な差別的取扱いを禁じるとともに、社会的障壁の除去のために合理的な配慮を提供することが求められていることから、該当する規定の見直しを図るものです。